

項目	新	旧
表紙(実施日)	平成29年11月1日実施	平成29年8月1日実施
第18条	電力需要者は、託送約款等の規定に従い、当該一般送配電事業者指定の必要書類を提出するなど、必要な手続きをとるものとする。	電力需要者は、託送約款等の規定に従い、当該一般送配電事業者指定の承諾書等の必要書類を提出し、必要に応じて、当該一般送配電事業者との間で給電申合せ書等を締結するなど、必要な手続きをとるものとする。
第25条	(削除)	電力需要者が、当社より電力の受電を開始するために必要となる設備の設置および工事については、当社の費用負担により、当社が行うものとする。
第34条	<p>供給開始日から起算して1年未満の解約及び契約期間が延長された日から起算して1年未満の解約については、電力需給契約の相手方に対し、解約希望日の3ヶ月前までに書面による意思表示を行うことによりできるものとする。但し、電力需要者からの意思表示による解約の場合は、電力需要者は、当社に対し以下の算定式により算出される金額に加え、この約款第32条(料金および工事費の精算)第2項の規定に従い電力需要者が支払うものとされている金額を支払うことにより、本契約を解約することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> $\text{(契約電力} \times \text{1月当たりの基本料金単価} \times \text{(解約した日を含む計量期間等の日数} - \text{解約した日を含む計量期間等の初日から解約した日までの経過日数)} \div \text{解約した日を含む計量期間等の日数)} + \text{(契約電力} \times \text{1月当たりの基本料金単価} \times \text{契約期間の残余月数(解約した月は含まない))} + \text{(供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量} \times \text{従量料金単価の最大値} \times \text{契約期間の残余日数(解約した日は含まない))}$	<p>1. 供給開始日から起算して1年経過後の解約については、希望解約日の3ヶ月前までに、電力需給契約の相手方に対し、書面による意思表示を行うことによりできるものとする。但し、電力需要者が解約を希望する場合は、解約希望日の3ヶ月以内の申し出であっても、電力需要者が当社に解約金として料金の3ヶ月分を支払うことを条件として解約することができるものとする。なお、解約金の算定に用いる料金は、電力需要者が解約の意思表示を行った月の前月に当社が電力需要者に請求した料金とする。</p> <p>2. 供給開始日から起算して1年未満の解約については、電力需給契約の相手方に対し、書面による意思表示を行うことによりできるものとする。但し、電力需要者からの意思表示による解約の場合は、電力需要者は、当社に対し以下の算定式により算出される金額に加え、この約款第32条(料金および工事費の精算)第2項の規定に従い電力需要者が支払うものとされている金額を支払うことにより、本契約を解約することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> $\text{(契約電力} \times \text{1月当たりの基本料金単価} \times \text{(解約した日を含む計量期間等の日数} - \text{解約した日を含む計量期間等の初日から解約した日までの経過日数)} \div \text{解約した日を含む計量期間等の日数)} + \text{(契約電力} \times \text{1月当たりの基本料金単価} \times \text{契約期間の残余月数(解約した月は含まない))} + \text{(供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量} \times \text{従量料金単価の最大値} \times \text{契約期間の残余日数(解約した日は含まない))}$
第34条の2(特則)	<p>平成29年10月31日までに(10月31日を含む)供給を開始した契約については、前第34条は適用せず、以下の通りとする。ただし、平成29年10月31日までに(10月31日を含む)供給を開始した契約のうち、平成29年11月1日以降に契約期間が延長された契約については、当該契約期間が延長された日以降、本条の適用はなく前第34条の定めによるものとする。</p> <p>1. 供給開始日から起算して1年経過後の解約については、希望解約日の3ヶ月前までに、電力需給契約の相手方に対し、書面による意思表示を行うことによりできるものとする。但し、電力需要者が解約を希望する場合は、解約希望日の3ヶ月以内の申し出であっても、電力需要者が当社に解約金として料金の3ヶ月分を支払うことを条件として解約することができるものとする。なお、解約金の算定に用いる料金は、電力需要者が解約の意思表示を行った月の前月に当社が電力需要者に請求した料金とする。</p> <p>2. 供給開始日から起算して1年未満の解約については、電力需給契約の相手方に対し、書面による意思表示を行うことによりできるものとする。但し、電力需要者からの意思表示による解約の場合は、電力需要者は、当社に対し以下の算定式により算出される金額に加え、この約款第32条(料金および工事費の精算)第2項の規定に従い電力需要者が支払うものとされている金額を支払うことにより、本契約を解約することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> $\text{(契約電力} \times \text{1月当たりの基本料金単価} \times \text{(解約した日を含む計量期間等の日数} - \text{解約した日を含む計量期間等の初日から解約した日までの経過日数)} \div \text{解約した日を含む計量期間等の日数)} + \text{(契約電力} \times \text{1月当たりの基本料金単価} \times \text{契約期間の残余月数(解約した月は含まない))} + \text{(供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量} \times \text{従量料金単価の最大値} \times \text{契約期間の残余日数(解約した日は含まない))}$	(新設)
(以下余白)	(以下余白)	(以下余白)